

子育て世帯を支援します！

新型コロナウイルス感染症支援策



鳥取市新生児 みらい応援特別給付金

問 本庁舎子ども家庭課

TEL 0857・30・8239

FAX 0857・20・3907

特別定額給付金の対象とならない令和2年4月28日以降に生まれた子どもの子育てを応援します。

対象

- 次の①、②のどちらにも該当する人
- 令和2年4月28日から令和3年3月31日までに生まれた子どもの保護者
 - 申請日時点で申請者（保護者）と子どもの住民登録が鳥取市にあること

※出生届の提出は本市外でも可
給付額 子ども1人につき10万円

申請方法

本市に出生届を提出した際に、子ども家庭課または各総合支所の窓口で申請書と返信用封筒をお渡しします。必要事項の記入と資料を添付して返送してください。

【既に出生届を提出した人・鳥取市の窓口で申請書を受け取れなかった人】

本市で対象者を調べ、窓口で申請書を受け取っていないことが確認できた人

に、申請書と返信用封筒を郵送します。お手元に届きましたら、必要事項の記入と資料を添付して返送してください。

ひとり親世帯 臨時特別給付金

問 本庁舎子ども家庭課

TEL 0857・30・8247

（専用ダイヤル）

子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯を対象に、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、給付金を支給します。

対象

- ①～③のいずれかに該当する人
- 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される人
- 公的年金などを受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される人

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

給付額

給付金には基本給付と追加給付の2種類があります。

【基本給付】

※支給対象の全ての人
1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

【追加給付】

※対象の①、②に該当する人で、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した人
1世帯5万円

申請方法

対象者によって申請方法が異なります

【対象の①に該当する人】

基本給付の申請は不要ですが、追加給付は申請が必要です。現況届提出時に別途受付します。収入減少の確認ができる資料を現況確認時に持参してください。

【対象の②、③に該当する人】

基本給付、追加給付ともに申請が必要です。令和2年9月から市役所本庁舎に専用窓口を開設します。受付期間などについては本市公式ホームページでご確認ください。



ひとり親世帯臨時特別給付金について

ひとりで悩まないで...

9月10日から16日は自殺予防週間です

昨年度、本市では24人が自死で亡くなっています。平成23年度の59人をピークに減少傾向ですが、それでもなお20人を超えています。悩みごとをひとりで抱え込んでしまうと、こころのバランスを崩したり、「うつ」などさまざまな不調を引き起こすことにつながります。「こころの健康」について考え、気づき、見守り、地域で支え合うまちは目指しましょう。

問 駅南庁舎心の健康支援室

TEL 0857・22・5616
FAX 0857・20・3962

自死の要因

自死には、健康問題や経済・生活の問題などさまざまな要因が複雑に関係していると言われています。なかでも、うつ病が自死の要因として特に関係があることが明らかになっています。

こころの不調に気づくために

うつ病もほかの疾患と同じく早期発見が大切ですが、周りや本人でさえ、不調に気づかないことがあります。うつ病かどうか区別するためのポイントは「睡眠」です。うつ病の人の90%以上に不眠があるという報告があります。2週間以上続く不眠は、うつ病の一つのサインです。

また、新型コロナウイルスがまん延する状況では、不安やストレス、恐怖、不眠など、心や体にさまざまな変化が起こりやすいと考えられています。次のような症状があれば、「こころの健康」が崩れている可能性があります。ひとりで悩まず周りの人に相談しましょう。

- 体がだるく、疲れやすい
- 気分が沈んだり、気分が重くなる
- ものごとを悪い方ばかり考える
- 好きだったことにもやる気が出ない
- 眠れない日が続く
- 食欲の低下、おいしく食べられない
- 飲酒量が増える
- 不安やゆううつを感じる
- 死にたいと考える

周りの人に話づらい場合は相談窓口を利用してみませんか？



鳥取県睡眠キャンペーンキャラクター「スーミン」

鳥取いのちの電話 第27期電話相談員養成講座受講生募集

「いのちの電話」は身近に相談できる人がなく、孤独の中にいる人たちと電話を通して相談相手になっていくとする市民のボランティア活動です。相談員は無報酬のボランティアです。
養成期間：令和2年10月5日（月）から約1年間とインターン期間5カ月
日時：毎週月曜日 18:30～20:30
会場：高齢者福祉センター（富安二丁目）
受講資格：23才以上の人で「いのちの電話」の趣旨に賛同し、積極的に参加できる人
受講料：2万円（一泊研修費含む）
募集期間：9月15日（火）まで ※申込書はホームページからダウンロードまたは事務局にご請求ください
問 社会福祉法人鳥取いのちの電話事務局 TEL 0857-29-6556（月～金 12:00～16:00）
http://www.tottori-inochinodenwa.com